

# 知っていますか

## 「自転車運転者講習制度」とは

平成27年6月1日に施行された改正道路交通法により、自転車に乗車して、信号無視などの危険な行為を、3年以内に2回以上摘発された悪質自転車運転者に対して、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命じられる制度です。

信号無視などの危険な行為をして3年以内に2回以上交通違反や事故で摘発された悪質自転車運転者

公安委員会の命令による自転車運転者講習の受講

- 講習時間 3時間
- 手数料 5,700円

公安委員会による受講命令に従わない

**5万円以下の罰金**

# 危険な行為 (14類型)



### 信号無視



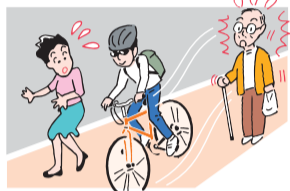
**罰則** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 歩行者用道路における車両の義務違反 (徐行違反)



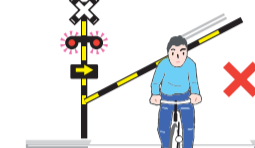
**罰則** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 路側帯通行時の歩行者の通行妨害



**罰則** 2万円以下の罰金または料

### 遮断踏切立入り



**罰則** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 指定場所一時不停止など



**罰則** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転



**罰則** 5万円以下の罰金

### 通行禁止違反

**罰則** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 交差点安全進行義務違反など

**罰則** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 環状交差点安全進行義務違反など

**罰則** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 酒酔い運転

**罰則** 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

### 通行区分違反

**罰則** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 交差点優先車妨害など

**罰則** 5万円以下の罰金

### 歩道通行時の通行方法違反

**罰則** 2万円以下の罰金または料

### 安全運転義務違反

**罰則** 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

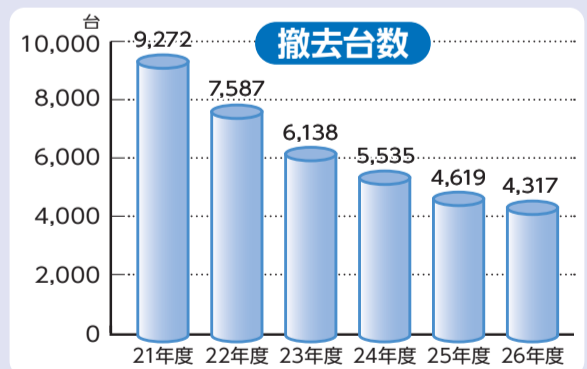
# 困ります 放置自転車

放置された自転車や原動機付き自転車は、歩行者や車両の通行の妨げとなったり、救急・消防活動に支障を来します。とくに駅周辺では、通勤・通学や買い物などのため、多くの自転車が集中するので「自転車等放置禁止区域」を定めています。

市内では平成26年度、歩行者の通行を妨げるとして、放置された自転車など4,317台を撤去しました。放置自転車などの撤去台



数は平成21年度から減少傾向にありますが、放置自転車の対策には、たくさんの税金を投じています。一人ひとりがルールとマナーを守り、駐輪場など決められた場所に止めましょう。



## 保護者の皆さんへ 交通事故防止は 家庭の協力から

子どもを交通事故から守るためには、保護者の協力が欠かせません。

子どもの交通事故のほとんどは、通い慣れた道路や通学路、公園などの遊び場付近で発生しています。

保護者が子どもの視点に立って危険を確認し、何が危険なのかを話し合い、正しい交通ルールを教えてあげてください。

## 交通安全に向けた市の取り組み

市では、交通安全意識の普及・啓発を目的として、各種交通安全対策に取り組んでいます。

平成27年度は、市民スポーツまつりと産業まつりに自転車シミュレーターの体験コーナーを設けたほか、

春と秋の市民交通安全教室や交通安全市民のつどい、交通安全講習会を開催しました。

平成28年度も、これまで以上に、多くのイベントで交通安全の広報活動をしていく予定です。

## 問合せ 交通対策課

- 交通安全担当..... ☎042(346)9827
- 自転車対策担当..... ☎042(346)9549
- ✉ kotsu-taisaku@city.kodaira.lg.jp